

お客様各位

オーストラリア・ニュージーランド銀行

個人番号・法人番号のお届けのお願い（経過措置期間が終了します）

マイナンバー制度とは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として2016年1月に導入された制度です。日本国内に住民登録しているすべての個人には12桁の個人番号、法人には13桁の法人番号が割り振られています。

オーストラリア・ニュージーランド銀行でも2016年1月以降、法令にもとづき、投資信託口座開設や外国送金にかかるお取引の際に個人番号・法人番号のご提出をお願いしております。2015年12月31日までに特定口座、送金に関する口座を開設されたお客様への6年間の経過措置は2021年12月末を以て終了しますので、今後下記のお取引の場合はご提出が必要となります。

● 個人番号・法人番号のお届けが必要なお取引**<個人のお客様>**

- ・外国送金取引（支払・受取すべてのお取引を含みます）
- ・投資信託取引（ご解約、分配金のお受取り、各種変更等すべてのお取引を含みます）

<法人のお客様>

- ・外国送金取引（支払・受取すべてのお取引を含みます）
- ・定期預金・通知預金取引（すべてのお取引を含みます）
- ・投資信託取引（ご解約、分配金のお受取り、各種変更等すべてのお取引を含みます）

【必要資料】**<個人のお客様> 以下のいずれか1つ**

- ・個人番号カード
- ・通知カード及び本人確認書類（注1）
- ・個人番号が記載された住民票の写し及び本人確認書類（注2）

(注1) 通知カードは 2020 年 5 月 25 日以降に記載事項に変更が生じた場合は、届出に利用出来ません。個人番号通知書も届出に利用出来ません。本人確認書類は顔写真付きのものであれば 1 点、顔写真なしのものであれば 2 点必要です。

(注2) 本人確認書類は顔写真付きのものでも写真なしのものでも 1 点必要です。但し、個人番号が記載された住民票の写しが発行から 6 カ月を経過している場合は写真なしの場合は 2 点必要です。

<法人のお客さま>

- ・発行日から 6 カ月以内の法人番号通知書
- ・発行から 6 カ月超の法人番号通知書の場合は、加えて登記事項証明書等（6 カ月以内に発行されたもの）
- ・6 カ月以内に作成された法人番号印刷書類（国税庁法人番号公表サイトより印刷可能）及び登記事項証明書等（6 カ月以内に発行されたもの）

また、2018 年 1 月から個人番号・法人番号を預貯金口座に紐づける「預貯金口座付番制度」も開始され、預金口座についても新規口座開設や各種お取引の際にご提出のご協力をお願いしております。

個人番号が未提出のお客さまにはお届けをお願いいたします

尚、既に当行に個人番号・法人番号を提出済のお客様は再度のご提出は不要です。

● 個人番号・のお届けにご協力をお願いするお取引

<個人のお客さま>

- ・預金（すべての預金）取引（新規のお口座開設、各種変更等のお取引）

<法人のお客さま>

・法人のお客さまの「法人番号」につきましては、国税庁 HP にて公開されている情報に基づき、弊行にて確認・付番させていただきますので、原則としてお客さまご自身でご対応いただく必要はございません。

（ただし、定期預金や外為取引等があるお客さまは、お客さまご自身でお届出いただく必要があります）。

ご不明な点がございましたらお取引支店へお問い合わせください。

オーストラリア・ニュージーランド銀行

Australia and New Zealand Banking Group Limited ABN 11 005 357 522

〔商号〕オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド（銀行）〔登録金融機関〕関東財務局長（登金）第 622 号〔加入協会〕一般社団法人全国銀行協会・日本証券業協会

東京支店 〒100-6333 東京都千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 33 階

TEL.03-6212-7777

大阪支店 〒530-0001 大阪市北区梅田二丁目 2 番 2 号 ヒルトンプラザウエストオフィスタワー17 階 TEL.06-6456-1231